

第3章 目指すべき方向

第1節 環境日本一やまなしの確立

本県では、これまで「環境首都」を掲げ、豊かな自然を保全し、良好な環境の維持に努めてきました。恵み豊かな自然と良好な環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を維持しつつ、次の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、この計画では、第2章で述べた本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取り組みを推進し、「創・甲斐プラン21」の目標である「環境日本一やまなしの確立」を目指していきます。

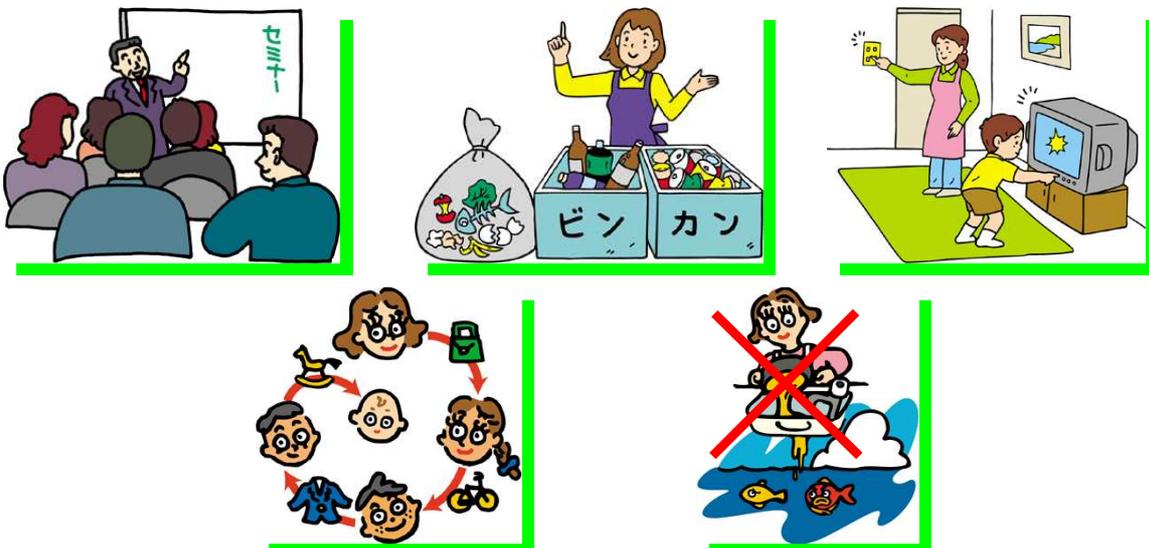
第2節 環境日本一やまなしの具体像

平成25年頃に実現が期待される県民の生活を具体的に示すと次のとおりです。

私たちの日常生活では・・・

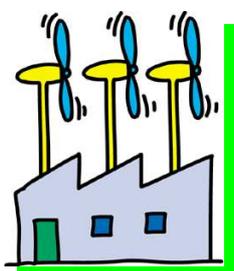
環境に関する講演やフォーラムなどが活発に開催され、住民や企業、ボランティアが積極的に参加し、豊かな自然と快適な環境を守り、次代に引き継いでいこうという意識が高まり、私たち一人ひとりが日常生活において、容器や包装紙、家電などのリサイクル・リユース、省エネルギーなどへの取り組みを進めています。

また、使用済みの食用油は新聞紙などに吸わせてごみとして処理し、また、洗剤の使いすぎに留意するなど、日常生活において環境への負荷の低減が図られ、下水道等の整備と相まって、身近な川や湖の水もきれいになっています。



企業の取り組みでは・・・

企業では、大気汚染や水質汚濁などの公害を未然に防止するため、環境設備などの導入を進めるなど、環境の保全に積極的に取り組んでいます。また、環境にやさしい製品の使用や廃棄物の再資源化が積極的に進められ、ゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）・システムが確立されるとともに、水力、風力、太陽光を利用した発電装置や水素と酸素を結合させて電気をつくる燃料電池、バイオテクノロジーを利用した土に還るプラスチックなど、環境にやさしい製品を製造し、時代をリードする環境保全貢献型企業が見られます。



本県の豊かな自然環境は・・・

県内のいたるところで、豊かな自然環境が広がり、子どもたちは、里山や清流などで遊びながら、昆虫や魚、野鳥や植物などの観察を楽しんでいます。また、若者からお年寄りまで多くの人々が豊かな自然に感謝しながら、ハイキングや登山、釣り、農林業体験、エコツアーなどにより自然とふれあいを深め、心身をリフレッシュし、健やかに伸び伸びと暮らしています。豊かな森により育まれた良質な水は、人々の生活に潤いを与えています。



街なかでは・・・

市街地には、街路樹や街角公園の木々など緑が溢れ、各家庭においても緑化が進められるなど、整った街並みと緑豊かな美しい都市景観の中で、人々は自然の息吹を感じながら、快適な暮らしを送っています。

また、燃料電池を利用した自動車や家庭用発電装置が広く普及し、二酸化炭素の排出量が抑制されています。



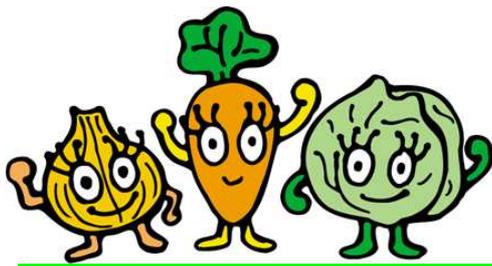
環境に関わる様々な動きは・・・

環境ボランティアなどによる美化活動や環境保全運動が各地で活発に展開されるなど、多くの人々の協働により、世界遺産となった富士山周辺の多様な自然や美しい景観が保たれています。

また、森林は、十分に手入れされ、二酸化炭素の吸収源としての機能を発揮し、さらに、間伐材などの木質バイオマスは、新たなエネルギー源として有効に利用されています。

さらに、清らかな水が維持されることにより多様な水生生物が生息し、人々は水辺で親しむ機会が増えるとともに、川の上流、下流の人々の交流が活発に行われています。

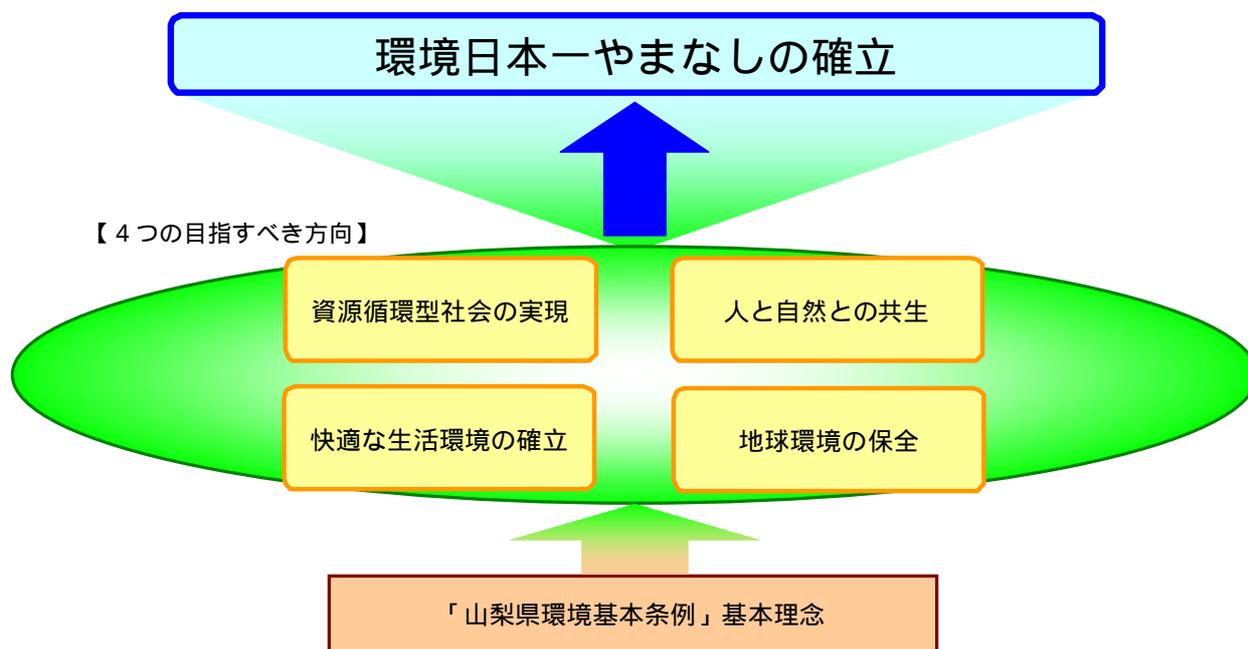
農業では、家畜排せつ物や生ごみを堆肥や燃料として利用する資源循環システムの整備や化学合成農薬や化学肥料を削減した環境にやさしい農業生産技術の確立に取り組んでいます。



第3節 4つの目指すべき方向

「環境日本一やまなしの確立」に向けて、「山梨県環境基本条例」の3つの基本理念に基づく取り組みを推進するにあたり、次の4つの目指すべき方向を定め、施策を展開していきます。

- 1 資源循環型社会の実現
- 2 人と自然との共生
- 3 快適な生活環境の確立
- 4 地球環境の保全



山梨県環境基本条例

第三条（基本理念）

環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。

地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全を積極的に推進されなければならない。

1 資源循環型社会の実現

現在の社会経済システムは経済効率を第一に追求した結果、様々な環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを受けています。これまでのような過剰な資源の消費と、自然の能力を超える環境への負荷を与えることなく、限りある資源をリサイクル・リユースするなど「物を大切にす文化」のもとで有効に利用し、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷を低減し、限りある資源の循環的な利用を基調とする資源循環型社会の実現を目指さなくてはなりません。

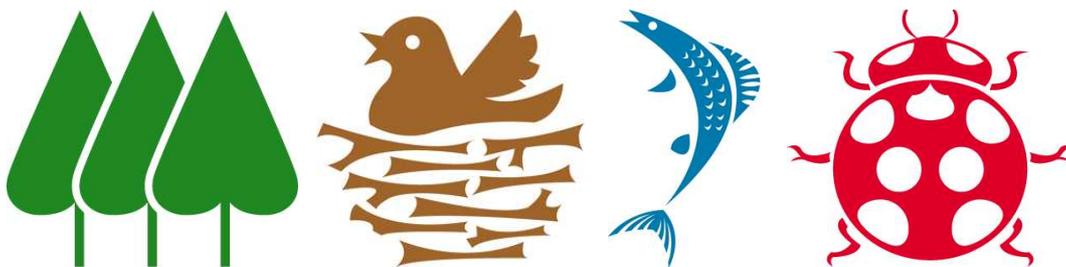


2 人と自然との共生

私たちの社会は、自然から資源を採取するとともに、多くの自然を破壊しながら都市化を進め、自然と相対しながら発展を続けてきました。その結果、自然の有する環境保全機能を失い、時には自然の猛威にさらされてきました。

私たちの住む地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。そして、これら生態系のバランスは、何によって大きく変化するかわからない、極めてデリケートなものなのです。私たち人間も生態系を構成する一員です。私たちの行動が生態系を構成する動植物や自然を傷つけることで、地球という環境が壊れる可能性もあります。しかし、私たちは失った自然や動植物を再び作り出すことはできません。

地球は今を生きる私たちのものだけでなく、地球に暮らす全ての生き物のものでもあり、将来、生まれてくる次の世代のものでもあります。自然の持つ豊かな恵みを次の世代に継承するため、人と自然との共生を目指さなくてはなりません。



3 快適な生活環境の確立

都市化の進展とともに多くの物が街にあふれ、移動も便利になり、多くの事業活動が集積するなど、私たちの生活は利便性が高まりました。こうした中で、大気汚染や水質汚濁などの公害は、これまで産業型公害が主でしたが、今日では自動車排出ガスや生活排水といった日常生活や通常の事業活動を原因とする都市・生活型が顕著となり、引き続き重要な課題となっています。大気汚染や水質汚濁は、私たちの健康を脅かし、また、近年、ダイオキシン類や科学的には未解明な点が多く残されている環境ホルモンなど新たな課題も発生しています。

身近な緑や水辺は私たちの生活に安らぎを与え、都市特有の環境への負荷を緩和するなど様々な効果が期待されています。また、身近な緑や水辺が織り成す街並みや、地域に残る歴史的・文化的な資源、優れた自然環境が生み出す自然景観などは、私たちの地域への愛着を生み出します。

私たちは、公害や化学物質などによる環境汚染のない社会を実現し、また、心を豊かにするような身近な緑や水辺、景観、重みのある歴史的・文化的遺産の保全、活用を図ることによって得られる、潤いのある快適な生活環境の確立を目指さなくてはなりません。



4 地球環境の保全

20世紀は地球温暖化を始め野生生物の種の減少、オゾン層の破壊、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、酸性雨など、様々な地球環境問題が顕在化し、こうした地球規模での環境問題の解決と持続的な発展を目指して、各国の協調した取り組みが展開されるなど、地球環境の保全は世界で共通する大きなテーマの一つといえます。

21世紀は地球環境時代と言われています。私たちは、地球に多くの環境負荷を与えていることを認識し、地球の有する優れた恵みを後世に伝えるべく、地球環境の保全に向けて、私たちの足元である山梨県から小さな取り組みを一つずつ積み重ね、地球環境の保全を目指さなくてはなりません。

